

目録学考

村松法文

一 図書館学における「目録」と「書誌」

「目録」という用語については、正確を期するためにいくつかの用語辞典で示しておく。そこでは、(1)書物の中の内容の見出し、目次、(2)出品・在庫の品目を整理して並べたもの、(3)進物の品々の名を記したもの、(4)実物の代わりに仮にその品目を名だけを記して贈るもの、その他、(5)武術・芸道を門人に伝授し終ったとき、その芸道の名目と伝授し終わった由とを記して伝授する文書、などの意であつて、即ち、実物・实体がほかにあって、その代わりに、実物の品目や主要な項目を記録したもの、あるいはそのリストである。と解説される。⁽¹⁾また目録の機能として、それを見ることによって、あたかも実物を見るのと同じように、

その実態を認識し、他と区別すること、すなわち識別できるものでなければならない。ともいう。図書館における目録は、書庫にある資料と図書館の利用者を結びつけるものとして、図書の識別のための記録とされる。その記録事項としては、

- (1)本書名以外に並列書名や別書名、一冊の図書に二以上の著作が含まれていて総合書名がないものの各著作の書名と、著者表示や副書名
- (2)著者に関係した者（著者、編纂者、作曲者、画家、編者、訳者、脚色者など）
- (3)版表示
- (4)出版に関する事項（出版地・出版者・出版年など）
- (5)形態に関する事項（ページ数、図版、大きさ、付属資料

など)

(6) 記述対象資料などが叢書などの一部である著作の場合には、その叢書名など

(7) 各書誌的事項に説明を加える必要がある事項や記述対象資料の内容を記録する必要がある場合

の内容をもつ。そして具体的には、(1)書名目録、(2)著者目録、(3)件名目録、(4)分類目録の四種が現在図書館で行われている。

図書館学では「目録」の概念について以上のように定めて、図書館法施行規則第四条においてこれを「資料目録法」の名で司書資格単位として課している。

ではこのような「目録」の記述について、個々の図書館や担当者が個別に法則を設けたのでは利用者が混乱するところになるので、共通の目録規則を設定する必要が生ずる。わが国においては明治二五年(一八九二年)の日本文庫協会の創立から論議され、翌明治二六年(一八九三年)に「和漢書図書目録編纂規則」を制定した。その後幾多の変遷を経て今日、「日本目録規則(一九六五年版)」となり、更に「日本目録規則(一九八七年版)」として改訂を加え、現在多くの図書館がこれに準拠している。この「日本目録規則」の「一九六五年版」では、目録の目的として、「図

書館の目録は、その図書館が所蔵する図書およびその他の資料(以下、これらを総称して「図書」という)について、書誌的に必要な事項を記録して(以下、この記録を「記入」という)、この記入を一定の順序に配列したもので、求める図書を迅速的確に検索するためのものである。⁽³⁾とある。また「一九八七年版」では「図書館の所蔵資料を検索するための手段である目録の作成に関し、⁽⁴⁾全国的な標準化をはかるための規則となることを目的とする」と全国化を目指し、「主として日本語で書かれた図書の記述について規定するが、漢籍、洋書の記述についても規定する」とその範囲を全ての資料に広め、書誌的事項の記録は、「(ア)図書の識別、(イ)書誌的記録の理解を容易にする、(ウ)資料の特徴を示す、(エ)書誌的来歴を示す」と意義づける。

このように「目録」は、図書館における資料の識別の記録であって、それが全国的な共通の約束事項に則って定められたものと定義されてくる。記録の内容としては七つの項目からなり、その第七番目に「書誌的事項の記録」が加えられる。

ではこの「書誌的事項」とは何を指すか。書誌的事項とは、「資料を識別し、特徴や性質を客観的に把握するため必要となる事項。目録や書誌類、参考文献などに記載される。

内容を分析した分類や件名は含まない。主なものは図書の場合、書名・編著者名・訳者名・版次・出版地・出版者（社）名・出版年・ページ数、大きさなど。内容面では、「書誌・索引・その他の付録資料、図表や地図などである。」と定義される。^⑦しかしこれらの記述からは、目録の定義と書誌的項目の異同は、分類・件名を含まないことのみである。またそこで使われている「書誌」については、「個々の文献を明確に識別できるように、書誌的項目を一定の方式に従つて記述した文献リスト。文献目録とか書目などとも呼ばれる。この場合、文献には図書、雑誌記事・逐次刊行物、パンフレット、非印刷資料などの各種の資料が含まれる。一般には書誌のほか、雑誌記事索引、所蔵目録（蔵書目録）を合わせて書誌類、書誌・目録類、書誌・索引類などと呼ばれることが多い。二次資料の一種」と説明される。

更に続けて「書誌類の中心をなすのが書誌で、一次書誌と二次書誌に分かれる。一次書誌は包括的、網羅的に文献を収録することを主眼とする書誌で、世界書誌、全国書誌、全国販売書誌の三つに分かれる。二次書誌は、一次書誌に収録された文献などの中から、著者、主題、形態などについて、あらかじめ定められた観点に基づいて選択して作成されるため、多くの種類にわたる。選択書誌、個人書

誌、集合書誌、主題書誌、特定形態の資料のみを収録した書誌、特殊な出版者の出版物を収録した書誌、書誌の書誌などがある。」と解説される。また目録と書誌の関係について、「広義の書誌には目録も含まれる。またしばしば書誌と目録は混用される。しかし、本来の目録は図書館その他特定のコレクションに含まれている資料の書誌的データに所在指示（例えば請求記号）を与え、一定の配列のもとに編成したリストである。従つて書誌と区別する意味で目録といふことばが用いられる場合は、目録のもつ所在指示の機能に着目されている。」と説明している。^{⑧⑨}

二 書誌学、図書学

元来、書誌は英語の *bibliography* の訳語として日本に入り幕末以降は「書史学」の訳語を与えられ、大正末年から「書誌学」の語が用いられた。また単にリストとしての書誌の意味でも用いられた。この「書誌学」については、図書についての研究の意味で用いられ、わが国では從来これを書目解題、書史、書史学、書籍学、図書学、解題学、書目解題などと訳して用いられ、現在は書誌学の語をあてる。

書誌学は、形態上の変遷からみた図書の起源、歴史、各

時代・時期における図書の形態の特徴の検討、そこで明らかにされた事実、それに基づいて構成された一定の概念を駆使して、特定の図書あるいは一定の領域の図書群の写本もしくは刊本の比較検討、それらの相互関係の究明と系統の確定（推定）、更に本文にかかる諸問題の解明と、本文の原形の復元作業といった一連の領域を有している。

「書誌学」としての図書に関する学問として山岸徳平は

1. 表紙、題簽（箋）、装幀
 2. 大小、外形
 3. 内容——紙数、序、跋、筆者
 4. 奉付、奥書、刊記
 5. 作者（撰者）、編者
 6. 所在、所有者
 7. 諸本、古筆
 8. 註釈、研究
 9. 刊行所
 10. 刊行・書写の日附
 11. その他
- をその領域とする。^⑩

長澤規矩也は「書誌学序説」の中で、「図書を対象としてこれを科学的に研究する學問」(Science of Books) の訳語としての「図書学」を用いることを提倡し、さらに『図書学略説』(昭和五十四年十月、明治書院) では、先の『書誌学序説』を改篇して、第一篇序説としての書誌学の定義、—中国、日本における書誌学的研究—を除き、形態、書写、印刷の三篇とし、図書学の研究範囲として

1. 図書の定義、範囲、種類、起源、発達。

2. 図書の材料、形態（大小、様式）、装訂、付属品。
3. 書写及び印刷の材料、様式、方法、種類、歴史。
4. 内容（的本）の成立（著述、編修、翻訳、図表）、種類、校訂、伝来、存亡。
5. 図書の収集、保存、分散等に関する事情、方法、歴史。
6. 図書館と文庫の相違、歴史、類別、建築。
7. 図書整理の原理、方法、歴史。
8. 著作権、出版法権、販売権等、図書に関する法律規則。
9. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
10. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
11. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
12. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
13. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
14. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
15. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
16. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
17. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
18. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
19. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
20. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
21. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
22. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
23. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
24. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
25. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
26. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
27. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
28. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
29. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
30. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
31. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
32. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
33. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
34. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
35. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
36. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
37. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
38. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
39. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
40. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
41. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
42. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
43. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
44. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
45. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
46. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
47. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
48. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
49. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
50. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
51. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
52. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
53. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
54. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
55. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
56. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
57. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
58. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
59. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
60. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
61. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
62. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
63. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
64. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
65. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
66. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
67. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
68. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
69. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
70. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
71. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
72. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
73. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
74. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
75. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
76. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
77. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
78. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
79. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
80. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
81. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
82. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
83. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
84. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
85. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
86. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
87. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
88. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
89. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
90. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
91. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
92. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
93. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
94. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
95. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
96. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
97. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
98. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
99. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。
100. 図書を対象とする各種の企業（編集、印刷、製本、出版・販売・貸本など）。

「図書及び図書館史」「図書館資料論」「資料分類法」「資料目録法」「図書館通論」等で扱う内容もある。

「図書学」の語はこれより先に大正十三年に田中敬によつて『図書学概論』⁽¹⁾が出版されているが、そこで田中敬は、

「図書に関する研究は単に古書の目録又は解題に限らるべきものではなく、更に書写の方法、印刷の様式、材料の変遷、形態の進化、製本の技術等、ずっと広汎な範囲に亘るべき筈のものである」とし「図書学は図書に関する一切の事項を研究する学問」として、系統的に秩序立てねばならぬことを説く。

内容は

総論

書写篇　書写の歴史

写本概説
著名な写本

印刷篇

印刷術の発明及び発達

西洋の活版術

支那の印刷術

日本の印刷術

材料篇

書写の材料
書写の用具

形態篇　図書の形態

図書の大小と趣味

図書の美

製本

を含んでいる。⁽²⁾

この書は、西洋、中国、日本にわたつての書写、印刷、材料形態を総じて系統づけて研究したことにおいて、評価をうけているものである。

三　目　録　学

書誌学は bibliography の訳語として日本で用いられるようになつたが、上記のような内容の研究がそれまで日本や中国でなかつたかといふと、「中国では古くは漢の時代に既に書誌学的研究が行われ、その後、目録学、校勘学、考証学などの名で研究が進められた。」といわれる。目録学の名称を用いた最初は清の史学者、王鳴盛（康熙六十二年（一七二三）～嘉慶二年（一七九七））であつて、彼の著書『十七史商榷』の中で「目録之学、学中第一緊急事、心從此問塗、方能得其門而入、然此事、非苦学精究、質之良師、未易明也」⁽³⁾と、目録之学の語がみえている。

目録の学は学問をするには第一に必要なものであつて、

入門の学であるという。しかし、その目録学の内容についてまでは言及していない。目録の語については、『四庫全書総目提要』の中にある鄭玄の『三禮目録』一巻に始まるところである。鄭玄は後漢末の学者（一二七—二〇〇年）。多くの經書に注釈をほどこした。しかし、更に遡つていえば班固の『漢書』の敍傳下に、

「劉向司籍、九流以別、奚著目録、略序洪烈」と芸文志を紹介した中に目録の語が出てくる。芸文志によると、劉向（前七七—前六年）は、前漢末、成帝の河平年間（前二八一—二五年）に秘府の書物を校訂し、使者陳農をして遺書を天下に求めた。劉向は經伝、諸子、詩賦を校し、兵書は任宏に、數術は尹咸に、方技は侍医の李桂國の助力をえた。そして一書をおわる毎に劉向は、その篇目を條し（箇条書き）、その指意（趣旨、主旨）を撮（とり）り、録して奏した。これがまとめられたのが、劉向別録であり、隋書經籍志では七略別録二十巻と記されているが、現存していない。

芸文志は続けて、劉向が死したので、哀帝は向の子の劉歆に命じ、歆は父の仕事を完成させ、群書を総括し、七略を奏上した。芸文志はこの別録と七略の要を整理して襲用している。七略は、輯略、六芸略、諸子略、詩賦略、兵書略、術數略、方技略の七つに分類している。しかし、別録

も七略も存在しないので芸文志で見る限り、輯略に当たるものではなく六分類である。輯略（総論）という形をとらずに分散して六略の後に配当したかもしれないと指摘されている。^⑯

劉向も經伝、諸子、詩賦、兵書、數術、方技の六種に分かち、劉歆もこれを継いで六分類としたものと思われる。別録は解題であるが、これをすべて簡明な目録にしたもののが七略といわれる。「目録学」について、先学の指示と資料によつて考察をすすめる。

劉向・劉歆の父子二代によつて中国で成立した目録学について、劉向の学問は今の考え方でいうと校讎学に近く、劉歆の学問は目録学といえる。校讎学は文字の異同を考えて正しいテキストを作る方に重きをおき、目録学の方はこれを類別して今のいわゆる目録を作ることに重点がある。しかし、宋の鄭樵はテキストの細かい異同を略して、部類のすじめをつけ、それぞれの種類を参照して、その得失のいわれを考えるのが校讎だといい、広い意味の書物蒐集、分類篇目などを校讎学とした。これは清朝の章学誠に引き継がれる。これは目録学と同じ内容をもち、狭義の校讎学は校勘学を指す。劉向は校勘学に重きをおき、劉歆は広い意味での目録学といえる。章学誠は『校讎通義』卷一で

「校讎の義は劉向父子に始まり、部次條別して、學術を辨

章し、源流を考鏡するもの」であるという。

以下、中國に發達した目錄学について『漢書芸文志』と『校讎通義』によつて考察してみる。

(1) 漢書芸文志^⑯

『漢書芸文志』については先に少しふれたが、分類は六分類であつて、六芸、諸子、詩賦、兵書、術數、方技である。これについて前の三を教養の学、後の三を専門の技術と大別される。さらに六芸の内容については、六經として莊子などにみえる詩、書、礼、樂、易、春秋とは順を異とし、芸文志では、

1 易、書、詩、礼、樂、春秋と論語、孝經、小学の順である。六芸を最初におくのは孔子が思想的に学説を組み立てた最初の人であり、彼は旧來の秩序を維持して社会人民の安泰、幸福を考え、その根拠を古典に求めたからである。

2 次に諸子については、儒家、道家、陰陽家、法家、名家、墨家、縦横家、雜家、農家、小説家の十家に分け、各々その淵源と内容得失を論じている。淵源としては、すべて周代の官職から出でたものとしている。

(2) 校讎通義

3 詩賦では、賦と雜賦と歌詩に分ける。

4 次の兵書は、權謀、形勢、陰陽、技巧に分かつ。

5 數術は、天文、曆譜、五行、蓍龜、雜占、形法の六種に分かつ。

6 方技は、醫經、經方、房中、神僊の四種に分かつ。
そして各々の最後に総論を加えている。

芸文志は、漢書になつてはじめて立てられた項目であるが、それは、孔子の死後、儒家その他諸子の説がいくつかに分かれ、それが原因で秦の始皇帝の弾圧についた。孔子こそ學術文化の源になるものであるにもかかわらず、様々の異論が行われて、紛糾し、秦の政策を批難する者も出た。(秦の政策を批判した論拠は詩書であった。)秦が敗れ漢になり、復興に当たつて篇籍を多く集め、欠けたる補い、分類が行われる。書の種類と由来が説かれた芸文志は中国における最古の図書目録であるが、劉父子の編纂の背景には、武帝の時以来の國の政策としての集書とともに、孔子の思想をもつて思想界を統一することがあつた。六種の分類の中に当時の学の体系とともに國家の政策も見てとれるのである。

次に時代は遠く隔たるが、清の時代の章学誠の『校讎通義』⁽¹⁵⁾によつて目録学を考えてみよう。

章学誠は清の乾隆三年から嘉慶六年（一七三八—一八〇二）の人で『文史通義』八卷、『校讎通義』三卷をあらわす。『文史通義』卷第一、内篇一、易教上の初めに「六經皆史也」といひて、あらゆる著述を史学から論じた。『校讎通義』の初めには、校讎の義は劉向父子が部次條別したことから始まり、学術を辨章し、源流を考鏡することであるが、後世そのことが失われた。鄭樵は歴朝の著録を取り、その魚魯豕亥の細を略して、部次條別、倫類を疏通し、その得失を考えて校讎を行つたが、樵は南宋の世に生まれ、劉氏より遠く、いわゆる七略別録の書は久しくすでに失伝し、ただ班固の芸文志から推論するが、樵の書は班固を譏り、班固を貶駁した。思うに樵は通史を為し、固は断代史であるから両者は一致しない。しかし芸文志は校讎の必ず究むる所であるが、樵は平氣で劉氏の微旨を求めなかつたので、古人の大体において窺わざる所がある。またその議論が、駿利に過ぎ、隋唐史志甲乙部目もまた略して、その藩（さかい、区域）を渉るのみで、未だ向歆の術業を推しひらき、悉くその是非得失の所在を究めえなかつた。そのため通志の芸文、金石、図譜の諸略は抵牾（くいちがい）

錯出し、前人の著録の謬ちを譏つたと徑庭（大きなへだたり）なき状態であつた。

また、求書の法、校書の業について論ずるに、既に詳にして且つ備であるが、求書以前に文字は如何なる作用をもつか、校書以後に図籍は如何に法守するかについて鄭氏は手が及んでいない、として次の九項に分けて論述する。

『校讎通義』卷第一によると、

1. 原道
2. 宗劉
3. 互著
4. 別裁
5. 辨嫌名
6. 補鄭
7. 校讎條理
8. 著録残逸
9. 藏書の九項目を論ずる。

1 原道

1-1 古は文字がなく結縄や易書契によつて、百官治まり万民察（あき）らかであつた。しかし、その後、聖人が官を立て分守し、文字がそれに従つた。

官があれば法があり、法があるから書があり、官は書を守つた。書があれば学があり、師はその学を伝え、学があれば業があつて、弟子はその業を習つた。

官守学業が出て、天下は同文によつて治まつた。私門には著述文字がなく、私門に著述文字がなければ則ち官守の分職がそのまま群書の部次になつて、別に著録の法はな

い。

つまり、学問は官の職分についたもので、私の著述はない。書は官職が各々伝えたので目録をつくる必要はないといふものである。

1-2 後世の文字は必ず六芸に溯源するが、六芸は孔子の書に非ず、周官の旧典である。易は太卜に掌（つかさど）られ、書は外史に藏（おさ）められ、礼は宗伯に在り、樂は司樂に隸（したが）い、詩は太師に領（おさ）められ、春秋は国史に存る。孔子は自ら述べて作らずといった。

それが、官司の守りを失うに、師は弟子に業を伝えることとなつた。秦では偶語詩書を禁じたが、法令を学ばんと欲する者は吏を以て師となし、それは、詩書を棄てたのとはちがう。

吏を師とするというのは、官守と学業の合一のことである。三代の盛時には礼は宗伯を以て師となし、樂は司樂、詩は太師、書は外史を師として、私門の著述はなかつた。1-3 劉歆の七略は班固が、その輯略を刪つた。顏師の注によると、輯略は諸書の總要をいうというが伝わつてない。今は、ただ總計部目の後の條に流別を辨ずる數語を見るだけであるが、この数語によつてうかがうに、劉歆は古人の官師合一の道に明らかであった。

また私門に初め著述のなかつたことが知られる。何とならば、その六芸を敍して後、次に諸子百家に及ぶに必ず、「某家者流蓋出古者某官之掌、其流而為某氏之學、失而為某氏之弊」という。

「某官之掌」というのは法が官に具わり、官はその書を守るという意味である。「流而為某家之學」というは、即ち官司が職を失い、師弟が業を伝えるということにある。「失而為某氏之弊」とは即ち孟子のいう「生心發政、作政害事」のことである。

劉氏の旨に由つて博く古今の載籍を求むれば、則ち著録部次辨章流別して、六芸を折衷して大道を宣明することができる。学問は官の職務についたもので、官職上教える人があり、学ぶ人があるが、私の著述はない。

私の著述がなければ書籍は官職に従つて保存されるのみで、集めて目録をつくる方法がない。目録の学は一家の著述ができるようになつてからであつて、それは官が職を失つて各々一家の学問になつたところからいろいろの派の学問の区別が生じ、目録の必要がでてくる。七略はあらゆる書籍の流別を調べることからできた。

- 2-1 七略の流れが四部となるのは篆隸（篆書と隸書）が流れて、行楷（行書と楷書）となる如く、皆勢いのとめざるものである。史部は、日に繁く、春秋に悉く隸（した）がうことが不能となつた。四部を七略に返すことも不能である。（①名、墨の諸家が後世復せず、支別したこと。②文集が熾盛で、百家九流の名目を定めることが不能になつた。③鈔輯の体（ぬき書きした本）は叢書に非ず、また類書に非ざるものであること。
- ④詩文を評点することがあるが、別集に似て別集に非ず、総集に似て総集でないものである。
- ⑤およそ一切古なく今あり、古あつて今なきの書あつて、その勢は霄壤（天地のように非常にへだたりのあること）の如くである。

また七略の成法をとつて、近日の文章を部次することは

できないが、家法が不明になると著作が日に下り、部次が

不精であると学術が日に散ずる。四部の成法について、流

別を討論して古人官師合一の故とし、文章の病をいささか

救い、七略の要旨もまた古人を補うことができる。（2-1

2-6 は①～⑤の説明）

2-7 四部と七略の両立できず、七略の古法は終に復しがた

く、四部の体質も改めることができない。四部の中に辨章

流別の義を附して、文字に必ず源委（もとと末、本来）あるも、また、治書の要法である。しかるに鄭樵は崇文の叙録を刪り、みるものは甲乙の簿注を閲する如く、その流別の討論の義を識らずと批判する。

ここでは、七略は後に四部になつたが、その理由を五つあげ、今、四部の中でも流別を調べて、学派の区別を明らかにする必要がある。しかし四部を七略にもどすことはできないとしている。流別を考えない甲乙の簿注は目録の学ではないとの立場である。

3・互著

3-1 古人の著録は徒（ただ）甲乙の部次だけではない。甲乙の部次だけであれば、ひとり掌故令史で足りる。何も父子で二紀^②もかかることなく、わずかで終わる。部次流別によつて大道を申明し、九流百氏の業を叙列して、繩が珠を貫き、欠くるところ少なくて、人が類に即して書を求め、書に因つて学を究め、理は互通し、書は両用あれば兼收しないことはない。並載し重複してもよい。その甲乙の部次の下に互注を加えて検するに便とすればよい。

古人は最も家学を重んじたので、一家の書を叙列するは、すべてこの一家の学にかかわり、源を窮めて委（すえ）に

至り、その流別を竟（きわ）める。これ、著作の標準、群言の折衷である。

重複を避け、載せないと、一書でもと両用あるものも僅か一録しか登されず、本書の体において不全の所あり、一家の本（もと）にこの書あるに、欠いて載せないなら一家の学において、また備わらざる所あることになる。

つまり、同じ書物でもその内容はいく通りも見られるも

のは、各部に重複して名を出すべきであるという。ここにも目録は単なる帳簿でなく内容・趣意から考えねばならぬというのである。（3-2～3-4は省略）

以下、鄭樵が劉歆の互著の法を知らないことを、例をあげて批判を加えている。その中で、

3-5 別類して書を叙するのは、人を列ねて伝をつくるように義類が重く（内容が重く）、名目は重くない。

班馬の列伝に家法と人事とが両関する者は、詳略して互載する。

たとえば子貢は仲尼弟子では正伝であり、貨殖では互見である。また儒林伝の董仲舒、王吉、韋賢は経師の篇について別に專傳が有る。これらは事柄が重いので人名が重いのではない。

4 別載

管子は道家の言である。劉歆はその弟子職を裁つて小学に入れた。七十子の記した百三十一篇は礼經に入るが、劉歆はその三朝記を裁つて論語に入れた。古人の著書には、成説を採取し故事を襲用したものがある。——弟子職は管子の自撰でなく、月令は呂不韋の自撰でなく、皆成説を採取したものである——

その採られた書には別に本旨があり、或は時を歴（へ）て久しく、所出を知らず、また、あるいは所者の篇が全書の内で一類をなしたものは、その篇章を裁いて部次を補い、別に門類を出し、著述の源流を辨じなければならない。

次で例をあげる。

5 辨 姓 名

部次には重複するものと、重複せざるものがある。漢志以後は既に互注の例がない。著録の重複はおおむね義類に關せず、全てこれ篇次の錯謬（あやまり）である。篇次の錯謬の弊には二つあり、一つは門類が疑似で一書が両方に入つたもの。二つは一書に二名あつて二家と誤認したものである。一書両入の弊を免れしむるには、先ず長編を作つて著書の人と書の標名とを韻によつて按（おさ）え、一書

の源委をその韻の下に詳注し、分部別類の時は韻を按じて考えれば、百人で千巻にあたつても疑似の書の一もなくななる。

また一書両名の誤認の弊は、深く載籍（書物・書籍）を究め、詳しく史伝を考えて著録の家を究め、その所以を求めて同異両称の故を求めて、これを筆（かきしる）せば、この書はのち、古人にも功あり、來学にも光（めぐみ）ある。

ここでは、先の互注別載では一つの書物を二つの部類に入ることの功をのべたのに対し、内容に關係なく編集の誤りで同じものを二ヵ所に入れることの誤りを正すというものである。これを正すには韻によつてならべ、韻によつて考えればよいという。韻による目録のことである。

6 補鄭

鄭樵の論には、「名が亡びて実は亡びない」ということがいわれる。その見識は甚だ卓（すぐ）れている。しかし、またその発言は太易（はなはだたやすい）でもある。たとえば、鄭元（亥）の三礼目録は亡びても三礼から取れるとするが、三礼正義に鄭氏目録を引いたのが鄭向の篇次と同じではない。

これは必ず説（わけ）があつたことであろうが今はわからぬ。どうしてこれを三礼から取るといえようか。
(略)

もし、これを求めるに古いものがえられないときはやむをえないでの、今ある書から取るのはよいが、古書は亡びても実は亡びないというのは、いかにも容易すぎる。

これは書物の名が亡びるが内容は亡びないといつても、内容をよく調べないで取ると間違いをおこすということを指摘したものである。

6-2 古に求めて得られずして、今ある書に求めるとすると采輯補綴の成法がある。昔、王応麟は鄭玄周易注、尚書注、三家詩注などを作った。

つまり、亡くなつた書物の内容目録を作ることが大切であるというのである。

6-3 鄭樵は不足の本が後世になつて足りるといい、唐志の旧書は隋より多く、梁書のとおりになつたというが、それは唐人が王僕七志や阮孝緒七錄などを求めたからである。しかし、卷帙の多寡（多少）で古書の全欠を定めることはできない。

応劭の風俗通義は劭の自序に十巻とあり、隋書もまたし

かりであるが、唐志では三十巻とあるように、疏解家が三倍にしたのである。しかるに今の世に伝わる風俗通義は完全の書に属するので、卷帙の多少で書の全、不全を決めてはならない。

7 校讎條理

7-1 鄭樵が書を求めるに、官を遣わすこと、書を校するには久しくその任におくことを論じたのは、真に校讎の要義を得てている。

しかし、求書は一時に出でるが、これを求める法にまた善と不善がある。求書は一時でも治書は平日のことで、求書の要を鄭樵はいうが、治書の法則は議していない。古は地方の書物と中書では合わないものもあって、蔡邕に命じて石経を立て、正させた。

しかし、それは特に小学字体のことであり、記載伝聞の詩書雜誌の真訛糾錯したものや、書物の隠顯出没したものが一時に徵求しても集まらず、一時に討論しても精詳にならない。

そこで平日から州縣の学校や師儒の講習でこれを是正して記録し、また発明したものはそれを官に申し立て、官はそれを記録にとどめる。

これによつて書は官に掌られて散逸しないという便が一つある。

よく調べることによつて、よくない書物が伏匿（かくれる）することがなくなる。これ二つの便。

求書の時、籍（記録、目録）で調べれば、労なく捜すことができる。これ三つの便。

中書で不足のときは外府にかんがえ、外書の訛誤を中書で正すようにして互いにすれば、文（書物・学問）は盛んになる。これ四つの便。

これらが治書の要であるといふ。

7-2 校書は広く副本を儲（たくわ）えること、劉向の校讎の秘であり、中書があり外書があり、外書にも諸役所や家蔵の書物を集めて校訂したように、これらは大切なことである。

7-3 古は校讎書は終身の守官であつて、父子伝業してよく討論し精詳であつて、校讎の法は心から心へであつて伝えるものはない。近代の校書は専官を立てずに衆くの手でおこなうので、課画（さかい、わりあて、きまり）をもつてしなければならない。専門の官でなく、一人の力でもないので校讎の法は立てざるをえない。しかるに典籍は浩繁（ひろく、多い）で聞見には限りがある。校讎するには、先ず

四庫の蔵と中外の籍について、その中の人名、地号、官階、書目などおよそ一切、名で調べることのできるものは佩文

韻府の例のように悉く韻によって編し、本韻の下に原書の

出處を注しておき、一度出ていることも、二度出ることも、

数千百回出でいることも皆詳しく注して、群書の總類を作

る。そうすると校書の時、疑似のあるとき韻でさがし、韻

から原書にさかのぼることができる。校讎の良法である。

これらは一字索引の如きものであろう。

7-4 校讎で書物に訛誤があつて、その文を更定したときは必ず原文をその下に注し、両説とともに通すべきは両（ふた

つ）とも存し、篇次を刪去したものは必ず、その闕目を存し、後人の采擇に備えて自説のみを是としない。

班固が劉韻七略を併省したので著録互見の法が後世に伝わらないが、幸に併省の説を本文の下に注したので今から考正することができる。

7-5 七略では兵書、方技、數術の三部を諸子の外に列した。四部では皆、子類に列している。これらの校書は必ず専門家でないといけない。劉向はこれらの専門については各々に校せしめたので、文学の士にまかせたのでは、文字語言だけを求めて術業の誤りが生じてしまう。

單に校讎は文字の校訂だけでなく、専門の人による内容

の点検の大切であることを劉向の例にならつていうのである。

8 著録残逸

著録の書には當時、遺漏したもの、著録したが残逸不全のものもある。

校讎家は載籍にかんがえて、芸文志の略を補うべし。欠けた書物を補うときは、當時すでになかつたのかどうかも吟味しなくてはならない。

9 蔵書

儒書でなくなつてゐるもののが道藏、仏藏の中に残つてい
る。これは道藏、仏藏が一つにまとめて藏とする法が備わ
つてゐたためで、儒書も尼山泗水の間に藏書の地を考え
べきであるという。

以上、章学誠の校讎学を『校讎通義』卷一によつてみて
きた。

四 『典籍概見』について

内藤湖南博士によつて、日本における唯一の目録学の書
であると評価された敬首の『典籍概見』について考察して

みる。

(1) 敬首の伝

著者の敬首については、『略伝集』の中の「敬首和上略伝」に詳しい。

これによると、俗姓は佐々木氏、父祖は江州八幡に住す郷士であったが、父は天和の初年（一六八一年）妻とともに東武に下り神田の辺に寓居した。

天和三年（一六八三年）三月十五日に和上は神田に産まれた。三歳の時、父が亡くなつたので養父に育てられた。四歳の時より書物を手にとり娛樂とし、他の遊びをしなかつた。文字を問い合わせることなく、また礼拝誦経のまねをして僧の威儀をなすのみであつた。十三歳

の頃から発心頻にして終に病となり、養父も出家を許した。元禄九年（一六九六年）五月、増上寺の学侶岸了上人のもとで剃髪し、祖海と名のつた。時に十五歳であった。元禄十二年（一六九九年）に岸了上人が小金の東漸寺に住するに及び隨行して給持すること前後五年。浄土の章疏をはじめ八宗の抄物に至るまで、ことごとく了解された。十九歳の時、當時東方の學問は浮華（うわべだけ華やか）にして、宗義少ないとし、岸了上人の許を去つて、京師にのぼり十

ヶ谷の忍激和尚の許に到つた。忍激の教えによつて律宗の名匠江州安養寺の章疏を二年にわたつて研究し、また密乗の灌頂を伝え、天台、華嚴を初めとして諸宗の法門を修學した。幾程なくして諸宗の學業に通達した。時々京師に出て山門、三井の学匠にあつて天台の法門を討論し、あるいは南都に行きて法相、三論の諸徳に各々宗義を談話するに、何れもすぐれた了解を示すものがないので、江州安養寺戒山和上（堅慧）の席を去り、宝永二年（一七〇五年）春、二十四歳にして東武に帰り、本師岸了上人に謁し、自己の了解を述べるに、「汝がいう所、總じて甚深にして未嘗有の説なれど、古人に異して發明の趣きなれば、異見に似て当時に寓せず。自秘して他に向て説くことなかれ」と制せられた。

宝永二年の夏、戒山和上を證明として別行を修し、好相を感相して自誓受戒し、名を敬首と改めた。岸了上人と増上寺の祐天大僧正が、武州綾瀬川の辺り正受院を以つて淨土宗の律院となし、敬首和上を開山とした。

淨土宗律院の軌則はこの正受院の例をはじめとする。敬首和上は正受院に住し、また江府を行つて淨土の法門をのべ、菩薩大戒を弘通し、僧俗を化益した。

享保年中（一七一六—一七三六年）正受院を弟子の本明に

付属し、退いて武州下谷に居を移し、瓔珞庵と号し、書蔵を真如院と称した。

受戒の僧俗、およそ二千余人であった。師之所立の法門は古今に超過し、筆紙に尽しがたいが、略していえば、釈尊を本師とし、龍樹、天親の二大士を依怙（たより）とし、その余の天台、華嚴、真言、法相、三論の諸師といえども、そのあやまりを正す。説く所、高上にして唱和する者がない。著す所の書籍數部あり。

また師は仏書の学はいうまでもなく、外典に通じ古書を好んだ。故に天下の奇書自ら聚る。それは数万巻にして書架に充つ。希世の珍書を藏（おさ）める。平生脇を置につげずして勤学すること五十余年であった。

寛延元年（一七四八年）春の末より所労あり、八月に至り病厚く、八月二十五日、受業の弟子縁山の海雲に宗旨の安心、自門所立法門の趣を授与し、滅後の遺囑を付し、又、弟子元皓に本尊、内外の書籍、坊舎を付属して九月二十日に遷化した。戒臘四十四夏、世寿六十六であった。

弟子たちは遺骨を下谷の寿永寺に葬り收め塔を建てて供養した。寿永寺を改めて淨土宗の律院となし、敬首和上を中興の開山とし、軌則を出して格外の律院と定めた。和上の持念の本尊、内外聖教、法具は寿永寺におかれた。著述としては天台戒疏講述五卷。當麻曼陀羅正義四卷。阿彌陀經隨聞記、梵網經精義、卽心念佛摘歎說各二卷。卽心念佛摘歎說續、一枚起請親聞錄、放生會儀軌、地藏菩薩念佛儀軌、梵網經玄談、典籍概見各一卷。其他八齋戒聞書、無量壽經五智要言、說話集。

忍激は靈潭（延宝四年（一六七八年）生まれ）などと淨土律を唱えたことで知られるが、その師は淨土律の開祖忍激（一六四五—一七一年）である。忍激の伝は『師谷白蓮社忍激和上行業記』（二巻）に詳しい。

忍激は宝永三年（一七〇六年）二月から、同七年（一七〇年）四月までかかつて黃壁版の一切經を京都建仁寺に所蔵する高麗版の一切經によつて校合した。その校合の過程において古逸書であつた唐の慧琳の『一切經音義』が存在することを発見し、開版された。この『慧琳音義』は百巻の大部のものであり、その開版は一切經の校合に劣らぬ大事業であった。従つて忍激の在世中には、その中の十余巻が刊刻されたのみで、それが完成したのは元文三年（一七八年）、その遺弟たちによつてであり、忍激の死後二十七年を要した。この刊刻事業にあたつて主として校勘に当

たつたのが忍激の弟子の敬首であった。これらの事情については、「新雕大藏音義序」や「新雕慧琳藏經音義紀事」にみられる。

(2) 「典籍概見」の内容

この書は、宝暦四年（一七五四年）に刊行された。敬首の歿後六年を経ている。宝暦四年の版本は一紙二十行、二十七葉、漢字片仮名まじり文である。

序文によれば儒学・道教の二道の典籍について批判を加え、仏教については、「別に仏法大意あり」としてのべていいないが、仏法大意については伝わらない。

この著は弟子の天心が聞いたものを記録したものであつて、敬首が自ら著述したものではない。また、「内外の典籍研究のためには、その大綱を知らねば空しく労を費して、功を得ること少なし」として、書物の流別を明らかにするというものである。

以下、本文を引いて概説する。

雑書を十二種に分けて論じてから「十二種の中、字書と雜記の書と類書との三類は常によく看読すべし」という。その中、雜記の書はもつとも観味すべきもので、見識を増し、事實を知り、經史子集を見るに甚だ助とするからである。字書の所では「字書に二種あつて、一つには匀学、二つに字学。爾雅、說文、玉篇を字書の祖とする。これ並に字学なり。広匀、礼部匀、匀学集成、五音篇海、明燈、洪武正匀等はみな匀学の書である。また、字彙、正字通、康熙字典などは皆字学の書であり、匀会は匀学である。品字箋は匀学字学を兼ねたもので、釋名、稗雅翼、通雅などは字学である。五經音義は匀学、字学を兼ねたものである。」と。(匀学は韻学のこと、音韻を研究する学問)

雑記としては、容齊隨筆、夢溪筆談などをあげる。

類書としては、合璧字類、初学記、北堂書抄、白孔六帖、天中記、唐類函、玉海を加えている。

ついで、「仏書を内典といい、儒書を外典という。内典と外典を合した目録は種々あるが、その中で『崇文總目』がもつとも善い。その後、鄭樵の通志の中に『芸文略』があり、芸文略を改正して明の集弱侯は『国史經籍志』を著わした。仏書の目録は『内典錄』『衆經目錄』などがあり、書について論ずる。

道教にも道藏目録がある。」という。

崇文總目は、漢書芸文志、隋書經籍志などの目録学の系統を相続するものであり、南宋鄭樵の通志の芸文略は目録学の理論化であった。その後、目録学はおとろえていたが、明末になつて焦竑が目録学に志し、「国史經籍志」を著わした。敬首はこれら目録学の系統をおさえ、よく理解していたものといえよう。

仏典の目録としては唐の道宣の『大唐内典錄』、隋の法經等撰の『衆經目録』をあげているが、「仏者一代藏經と名けて、その目録あり、甚だ非なり、予これを正さんと欲す」ともいっているが、どこを正すのかは詳しくはのべていない。

また「書籍に偽書多し」といつて、後世の偽作を真書と誤つてはならぬことを指摘する。

次に「史通、文心雕、筆叢は常に左右を離すことなけれ、中でも筆叢は書の中の宝書で、学者これを読めば知識十倍す」という。

『史通』二〇卷は唐の劉知幾の著で、歴代の歴史書を比

較評論したものであり、「文心雕」一〇卷は梁の劉勰（りゅきょう）の著で、中国の文学理論を書いた最古のものである。「筆叢」は後の方でも「学者の常に枕籍とすべき書

は千万巻の中に唯一部あり、いわく筆叢と云々」として推奨している。『筆叢』三二卷は明の胡応麟の撰。外に続集十六卷ある。ほとんどは考証の文である。

次に「仏書を読むものは外典を読まなければ知識長ぜず。經学をするには諸の經解甚だ広し」として、「九經の古注を読むべし」という。

史学には「通鑑」、子学には「諸子彙函」、集学するには「文選」と「萬文一統」を、詩学には「唐詩」によって四庫の学問は明らかになる。」と。

類書として、唐の杜祐（佑）の『通典』二〇〇卷、宋の鄭樵の『通志』二〇〇卷、元の馬端臨の『文献通考』三四八卷の三通をあげている。この三通は古今の事実を記する書である。また『太平御覽』千卷（宋の李昉らの編）、『冊府元龜』千卷（宋の王欽若らの編。歴代の君臣の事跡を集める。太平御覽とともに宋代類書の代表的なもの。）、『文苑英華』千卷（宋の李昉らが太宗の命をうけて梁末から唐までの詩文を三七類に分けて編集したもの）を三大書といいう。

『藝文類聚』（百卷、唐、歐陽詢らが編）、『初學記』（三〇卷。唐の徐堅の編。古典の肝要などはや故事を集め分類）、『北堂書抄』（一六〇卷。唐、虞世南編。）を唐の三書

としてあげている。

次いで、「書は何によらず開きて見ればそのまま益あるなり、未聞の事を知ればなり」とい、「書を多く聚るを人中の賢者とすべし」と、聚書読書の益を説くは、著者自身の実践したことであつた。「一切の書を見るには先ず題號を解するを簡要とす、次にはその書の類部を分別すべし」といつてるのは、まさに著者が目録学の肝要をのべてゐるところである。

また、「注に本文とおし並べて、ことの外大切にする注あり」といつて、学派の系統を正すことをいう。

「仏書の中、天台と慈恩と一行とは別に一格ある用意の書なり、この書はもつとも大事なり」として、敬首の仏書に対する見解を示す。彼の伝記の中にも示す如く、天台、法相を広く学んだこと、また一行をあげるのは、一行は真言密教の伝授者であるとともに、禪と律にも通じていたからである。

敬首の佛教教学については『仏法大意』の著があるといふが現在所在不明にして内容を知りえない。『敬首和上略傳』にあげる著書の他に『瓔珞和上説戒隨聞記』一巻があり、これは、菩薩戒について論じたもので、戒を通して各宗を論じてゐる。(詳しくは今回は略する。)

「新羅より出る書、容易に看過すべからず」として、『釋摩訶衍論』と元曉の諸書、大賢の諸書をあげる。元曉、

大賢ともに新羅の学僧にして、華嚴、唯識に長じてゐる。釋摩訶衍論は龍樹の作とされるが、これの成立については各論あつて、新羅僧珍聰の口説によつて、新羅國大空山沙門月忠の撰であるとの見解に敬首も立つてゐることが知られる。また「儒家には文人少なし、故に文集もまた希なり」というがそれは「僧家に文人なし、(略) 天台、南山、淨影、慈恩等は高僧なりといえども文人に非ず。道家もまたしかり。但、儒者のみ文人もつとも多し、これすなわちその所依とするところの九經が文の相なるが故で、これを學ぶ者自然と文人となる。」「義の深は僧人になり、文の深は儒人になり」と説明する。

また「仏教の訳人に巧拙あり」とし、「竺法護の訳は大方拙なく、鳩摩羅什の訳は文は巧みでないが理に巧であり、そのため文は通じにくい。玄奘の訳は文は平和にして、義明らかであるが用いるに及ばず」と評価する。

次いで、仏者に対しても広く知識を求めることが重要なことを説いて、「天竺に外道あり、仏者とつねに角法す。震旦(中国)に外道あり、道士と儒者これなり、仏者とつねに角法す。日本に外道あり、いわゆる神道者という者こ

れなり、仏者と常に角力をす」と。

仏教は、インドでも仏教以外の諸教と、中国では道教・儒教、日本では神道との諍論がつねにあった。いわば「仏者は十方に敵をうけたり」であつて、これに対するには「博学ならずして可ならんや」と広い学識を仏者に求める。敬首は仏者として仏典を究めたのみならず、儒、道の各書に通じていたことからの仏教界への警鐘である。

禪の語録については「近代中華より来る所の藏經の中、語録が半ばであるが、これは塵芥で金文を汚すものである」として、「禪の語録は数百あるが、臨済録、碧岩巖(巖)録、大慧録をもつともよしとして、その他は塵芥の如し」と評価を加えている。

最後に「中華の書には一種に頗る多板あり。故に一板を見て即ち是というべからず。必ず善本を得て校合すべし。校讎もまた一適と古人のいいしはこれなり」と、校讎学（校勘学）の重要をのべるのも、敬首が師の忍激に従つて

『慧琳音義』の校合を行つたことに由る。

これら『典籍概見』は系統を立てて書いたものでないのを前後する所多いが、書物に対して流別を明らかにし、内容を考えて系統を正し、文字の校勘を行うなど、『漢書芸文志』、『校讎通義』にみられる目録学の系譜をうけついだ

ものといえる。

先学によつて目録学、就中、中国の目録学として評価されるものの中に、今日の目録の考え方の源淵をみるとができる。単なる目録が書名の羅列でなく、そこに流別を立て、学の系統をふまえ、更に内容の校訂を行うこと全体をもつて目録の学とされたものが、今日、日本での目録法の上にどのように関連しているか、またこれから目録法の上にすでに中国でひらかれた学問がどう反映されているか、改めて検討を加えたい。

付記 小論は先に本学の高橋正隆教授が平成五年十一月十二日、私立大学図書館協会西部地区部会京都地区研修大会において「目録学と図書学」^①と題して講演されたことに啓発され、目録学の概略を漢書芸文志、校讎通義、典籍概見の本文に沿つて考察したものである。記して学恩を謝す。

註
① 「図書館用語辞典」 図書館問題研究会編・角川書店・六二一頁、

② 「資料目録法」 林収正著、東京書籍一二頁

③ 「日本目録規則」 一九六五年版 一七頁

④ 「日本目録規則」 一九八七年版 一二頁

⑤ 「日本目録規則」 一九八七年版 五六頁

- 〔日本目録規則 一九八七年版〕 四五頁
 〔図書館用語辞典〕 二六九頁
 〔図書館用語辞典〕 二六六頁
 〔新図書館学ハンドブック〕 一四七頁
 〔書誌学序説〕 六頁
 大正十三年、富山房
 〔図書学概論〕 一八頁
 〔図書館学辞典〕 二六八頁
 〔十七史商榷〕 卷一
 〔目録学〕 倉石武四郎 一九頁
 〔内藤湖南「支那目録学」（内藤湖南全集第十二巻）〕、倉石武四郎「目録学」
 〔前漢書〕 卷三十、芸文志第十
 劉国鈞「図書の歴史と中国」五九頁
 内藤湖南博士は校讎通義をして「支那目録学の大成」と評価される。（「支那目録学」）
 〔校讎通義〕 卷第一
 掌故は漢代に礼楽の故実をつかさどった官名
 二紀の紀は十二年間。歲星一周、つまり十二支がひとめぐりする間。
 〔敬首和尚の典籍概見〕（内藤湖南全集第十二巻所収）
 浄土宗全書第十八巻、第九輯伝記系譜、2 諸伝類聚
 （続）所収
 靈潭の伝も「略伝集」所収

〔浄土宗全書第十八巻所収〕

〔神田喜一郎全集II、「忍激上人と慧琳音義」参照〕

〔宝暦四年の版本については大正大学図書館所蔵本によつた。便宜をはかつて下さつた大正大学図書館に御礼申し上げる。〕

〔大谷大学図書館報「書香」第十三号所収〕

〔本学専任講師 図書館学〕